

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構オープンカウンター方式実施要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）が発注する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。）第39条第1項第1号に基づき実施する随意契約（以下「少額随意契約」という。）において、見積書を徴取する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、契約事務規程第39条第1項第1号アからカに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

(参加資格)

第3条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は以下の要件をすべて満たす者であること。

- 一 契約事務規程第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構物品購入等競争参加者資格確認取扱規程(平成15年10月機構規程第79号)に基づく競争参加資格の認定を受けている者、もしくは国の各省各庁の全調達機関において有効な物品の製造・販売等に係る競争参加資格の認定を受けている者であること。
- 三 見積合わせの時に当機構理事長又は国の各省各庁から指名停止を受けていないこと。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(見積依頼の方法等)

第4条 オープンカウンター方式に基づく見積りに関する諸条件は以下のとおりとする。

- 一 オープンカウンター方式による少額随意契約を行う場合は、調達機関において見積依頼の公示を庁舎内に掲示及びホームページに掲載することをもって見積依頼とする。
- 二 見積に関する諸条件は、仕様書（示方書）、内容説明書、数量総括表、図面及び見本（以下「仕様書等」という。）により提示することとする。

- 三 仕様書等の交付は、当機構ホームページにおいて行う。
- 四 見積書は、本実施要領及び仕様書等を熟読のうえ、調達機関の契約手続き担当課に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便により提出すること。なお、代表者印の押印を省略した場合は、前記に加えて電子メールにより提出することができる。見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。
- 五 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消は認めない。
- 六 見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積ること。

（見積合わせ）

第5条 見積合わせは、見積依頼の公示に記載した日時に行う。なお、見積参加者の立会いを求めないものとする。

- 2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、見積参加者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。
- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積りによっても予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、当該見積合わせは不成立とする。この場合においては、当機構において別途選定した者に対し見積りを依頼し、見積合わせを行うことができるものとする。

（見積りの無効）

第6条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（以下「契約申込心得」という。）第13条に該当する見積りは無効とする。

（契約の相手方の決定）

第7条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積金額で、最も低い価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。

- 2 契約の相手方となるべき見積りをした者が2人以上いるときは、契約担当役が指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。当該見積りをした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わり当該見積りに関係のない職員にくじを引かせ、契約の相手方を決定する。

（見積合わせの結果）

第8条 見積合わせの結果は、原則として契約の相手方のみ通知を行うものとする。

(異議の申立て)

第9条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書の提出後に本要領、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第10条 見積書作成及び提出にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。

- 2 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 3 当機構の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- 4 本実施要領に定めのないその他の取扱いについては、契約申込心得によるものとする。